

「法令違反是正にはなじまず、個別的労働紛争解決制度で対応したい」と回答した。

●外国人研修・技能実習生の権利侵害

午後には外国人研修・技能実習生問題について厚生労働省、外務省、法務省、警察庁、国税庁との交渉を行った。

研修期間中の「労働」実態についてどのように判断するのか問い詰めたところ、厚生労働省は能力開発課しか来ていなかったため明確な回答ができなかった。厚生労働省は研修生は在留資格上労働者ではないとして、研修実態の適否について第一義的には法務省が判断すると回答している。法務省が指針に基づき不正行為を認定するのは当然だが、労働者性は厚生労働省でなければ判断できないはずである。

青森県の中国人研修生は、追加研修・補修と称して年間2,000時間(!)もの残業をさせられていた。地元支援団体の代表は、「青森労働局にかけ合っても明確な判断をしてくれない。こんなことでいいのか」と訴えた。

厚生労働省は、次年度(財)国際研修協力機構(JITSCO)が半数以上の受入れ企業の巡回指導を行うと回答したが、JITSCOには監督権限はなく実効性のある指導はできない。相変わらず研修生・技能実習生のパスポートの強制管理、強制貯金が横行している。なぜなら、JITSCO発行のガイドブックには

「預り証」フォームが掲載されており、これを活用すればトラブルは回避できると受入れ企業に「指導」しているからである。

また、中国ルートでは「保証金」を支払って来日することが一般的になっており、研修・技能実習生が権利救済を求められない足かせとなっている。ある実習生が日本の受入れ企業から違法な管理費を返還させたものの、帰国後にその分の保証金を削られたという。ということは、実習生から搾取した管理費が中国側の送り出し機関に還流していることになる。こうした実態を法務省、外務省が的確に見抜き、保証金契約を厳しく審査するよう要請した。昨年、千葉県木更津で起きた中国人研修生による殺傷事

件は、まさにこのような研修・技能実習生をめぐる社会的背景を抜きに考えることはできない。

●雇用対策法改正による危険な「外国人雇用状況報告」制度

最後に内閣官房、法務省、厚生労働省に対し、「単純労働者は受け入れない」とする基本政策を見直し、移住労働者の受け入れ体制を整備すること、オーバーステイ労働者に対する摘発政策を改め、在留資格を付与すること、「不法滞在等の外国人情報」に関するメール通報制度を中止すること、雇用対策法改正案に盛り込まれている「外国人雇用状況報告」の目的を明らかにする



(東京労働安全衛生センター)

石綿小体の本数が少ないと不支給

兵庫●神戸東監督署で相次ぎ2例

石綿に曝露する作業に従事し、肺がんで亡くなられた方の遺族が労災申請を行っていた件で、「石綿小体の数が少ない」との理由で不支給となる事例が続いている。

Hさんは、検数員として輸出入貨物の積み卸しの際に、貨物の個数や破損状況等の確認を行う作業に約20年間従事した。船倉内では石綿の袋が破損し、袋からこぼれ出て雪が舞い散るようになり、前方が注視できない霞

んだ状況だったそうだ。2003年6月に神戸労災病院を受診し「肺腺がん」と診断され、2006年1月に加療の甲斐なく亡くなられた。

労災申請を行ったが、昨年8月に神戸東労基署は不支給を決定し、直ちに審査請求を行ったが昨年末に、「審査請求を棄却する」との決定が出された。理由は、「乾燥肺1g当たり741本/gの石綿小体が検出されたのみであり、一般人の暴露レベル」(岡山労災病院)と判断されたのだった。

Nさんは、造船所で約10年間溶接工として働き、別会社で「はつり」の仕事約2年間、そして川鉄物流で約25年間勤めた。川鉄物流では、天井クレーンの運転や工場内のごみを集める整理班として働いた。クレーンのコントロールボックスは、絶えず火花が出るため、石綿が使用されていた。また、蒸気パイプには石綿が巻かれており、取替えは業者の方が行うが、作業後の片付けは整理班が行うこととなっており、Nさんは石綿を手でつかみ集めて回っていたそうである。

Nさんは、2002年9月の定期健康診断で胸部X線検査の所見が認められ、「扁平上皮がん」と診断され、2004年1月に亡くなられた。昨年8月に遺族が神戸東労基署に労災申請を行ったが、今年1月に「明らかに石綿曝露に起因する疾病であることは認められない」と不支給となった。

Nさんの場合も病院に組織が残っており、監督署が神戸労災病院に検査を依頼したが、「石綿小体の数が400本だった」との理由で不支給となったのだった。

昨年2月に改正された認定基準では、石綿曝露作業が10年以上の場合、「石綿小体又は石綿繊維が認められること」と書かれており、認定には何本以上が必要といった記載はない。にもかかわらず、どうも「1,000本以下は一般人の暴露レベル」との事務連絡が存在するようである(その後14頁の事務連絡が出されていたことを確認)。新潟では石綿小体が401本で労基署が不支給とした事例を、審査会が覆す決定を行っている。認定における二重帳簿は許されないし、曝露歴重視し総合的に判断するべきである。



(ひょうご労働安全衛生センター)

工場が閉鎖され、茨城県に移転したのが1975年。

発症までの潜伏期間30-40年を考えれば、石綿曝露した時期とピッタリ重なる。住んでいた独身寮も、区役所も同工場から500mの距離だ。尼崎のクボタ旧神崎工場周辺に多発した中皮腫の被害者が1.5km内に居住していたことと照らし合わせても、同工場の石綿による曝露の可能性が十分に考えられる。

高橋さんは、ただちに「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づいて環境再生保全機構に、特別遺族慰労金等の給付請求を行った。

しかし、よく考えると、距離的により近い鶴見区役所で勤務中に曝露した可能性も考えられる。それならば公務災害ということになる。石綿新法ではせいぜい一時金300万円が給付されるだけで、公務災害の遺族補償年金と比べるとかなりの差がある。そういう現状では公務災害として認定されるに越したことはない。勤務中となると、区役所の建物に使用されていた石綿が原因である可能性も考えられた。そこで、高橋さんは、鶴見区役所旧庁舎の設計図面を取り寄せて調べた。その結果、あまり人が立ち入ることのない倉庫や機械室には吹き付けアスベストが使われていたが、庁舎内の天井や壁には使用されていないことがわかった。

だとすれば、やはり近隣の旧朝日石綿横浜工場の石綿が飛散してきたのだろうか。先述のクボタの工場周辺の被害者の中に

旧朝日石綿横浜工場でも

神奈川●周辺住民2名が中皮腫死亡

2月12日、神奈川労災職業病センターは、旧朝日石綿横浜工場の周辺住民2名が中皮腫で亡くなっていたという事実を公表した。2人とも工場周辺に長期間居住しており、環境曝露が原因として石綿新法で認定された。

●区役所職員だった高橋さん

3年前に中皮腫で夫を失った高橋玉江さんは、昨年7月25日、NHKで旧朝日石綿横浜工場の周辺住民被害が報道されたのを見て、「もしかしたら夫も被害者かも」と、センターに相談を寄せた。高橋さんの夫は1960-69年、鶴見区に居住し鶴見区役所で働いていた。旧朝日石綿横浜